

法律相談

弁護士 楠田堯爾

「慰藉料」についての相談



よく、交通事故などで慰藉料を請求されているがどうしたらよいだろうか、どこまでが慰藉料になるのかわからないので困っているという話を聞きます。わかっているようで曖昧なこの「慰藉料」という存在について楠田先生、いろいろ教えていただけませんか。



今回は慰藉料について説明したいと思います。

1 「慰藉料」という言葉はよく耳にされると思います。精神的な苦痛を慰める（慰藉する）ための費用（損害賠償）ということになります。2 交通事故（交通事故に限らず、事故一般でも結構ですが）には、(1) 物損事故と(2) 人身事故があります。物損事故とは物のみの損害の事故のことであり、人身事故とは人の身体・生命に危害が生ずる事故のことあります。人身事故の場合、被害者が死亡する場合と受傷の場合があり、前者には即死と即死以外、後者には、完治する場合と後遺障害を残す場合（症状固定）があります。以上をまとめると次のとおりです。

- (1) 物損事故
- (2) 人身事故

- 1) 死亡事故／即死 即死以外
- 2) 傷害事故／完治 後遺障害（症状固定）

3 慰藉料は、身体・自由・名誉・財産権に対する侵害について民法710条で被害者本人に、生命侵害（死亡）について民法711条で一定の範囲の親族（父母・配偶者・子）にそれぞれ請求権が認められております。4 物損については慰藉料は認められるか……。一般論として、物損については慰藉料はないとされております。しかし、民法710条で「財産権」を侵害された場合に、被害者本人に慰藉料請求権が認められていることは事実であります。そこで、1) 被害者にとって特別の主観的・精神的価値の存するものが滅失・毀損などされた場合で、被害者が、単に時価額や原状回復費用だけの賠償によっては償えないほど甚大な精神的損害を蒙ったような場合とか、2) 加害者の加害行為や目的が反道徳的であったり精神的苦痛を与えることだけを目的としているような場合には、被害者は加害者に対して慰藉料を請求できると解されております。以上より、交通事故においては、物損について慰藉料はないとする一般論はまず正しく、要するに、物損事故においては、滅失・毀損した物の時価ないしは原状回復費用（修理費）のみの賠償がなされるだけとしてよいと思われます。

5 人損についての慰藉料—場合を分けて考える必要があります。

1) 死亡事故の場合

i) 死亡そのものの慰藉料

即死でも即死でなくとも、死亡という生命侵害に対する慰藉料は当然のこととして認められております。死亡による慰藉料の額は、死亡者（=被害者）の年齢、家族構成などにより、原則として次の金額の範囲内で決せられます（なお、財団法人日弁連交通事故相談センター「交通事故損害賠償算定基準」15訂版—平7年12月以降の事故に適用一が発刊されましたので、以下これによります）。

一家の支柱の場合 2200～2800万円

一家の支柱に準ずる場合 2000～2400万円

その他の場合 1800～2200万円

「一家の支柱」とは、被害者の世帯が主として被害者の収入によって生計を維持している場合をいい、「一家の支柱に準ずる」とは、例えば家の中心をなす主婦、教育を必要とする子を持つ母親、独身者でも高齢の父母や幼い兄弟姉妹を扶養などしている場合をいいます。

ii) 即死でない場合の治療中の慰藉料

即死の場合は、被害者を治療することはまずありません。しかし、即死でない場合は、死亡に至るまでの間できるだけの治療をします。この間被害者は苦痛を味わいます。そこに慰藉料が発生します。法律の世界では、被害者は意識不明で、結局意識を回復しないまま死亡したのであるから治療の間苦痛が判らなかったではないかとか、即死だから死の恐怖や苦痛を味わうことはなかったではないかというようなことは、今はあまり議論しません。ということで、死亡に至るまでの間の治療中の慰藉料は、傷害による慰藉料として、後遺障害に対する慰藉料とともに、次回に申し上げたいと思います。（この稿つづく）。